

ポイント1 日本学術会議は、「研究の成果の利用のされ方」に関する責任と「研究遂行の仕方」に関する責任をともに論じるべきである

これまでの日本学術会議等での議論の主たる対象は、「研究の成果の利用のされ方」に対する責任(科学者・技術者の product liability^[1])問題であった。しかし最近の dual use をめぐる社会的状況下では、「研究遂行の仕方」に関する責任(科学者・技術者の research liability)問題も取り上げることが必要である。すなわち、日本学術会議において「安全保障と学術の関係」のあるべき姿や「科学・技術」研究に携わる専門的研究者の行動規範を論じる際には、「研究の成果の利用のされ方」に対する責任とともに、「研究遂行の仕方」に関する責任を論じるべきである。

こうした「研究遂行の仕方に関する責任」という問題について日本学術会議という組織は、自らの組織の基本的理念をどこに置くのかを明らかにする必要がある。すなわち、「個人的モラル」問題としてとともに、「組織アイデンティティ」問題としても dual use 研究を取り上げる必要がある。

その際には、「真理を追求すること、および、真理追究の成果を人類の福祉と社会の安全に活かすことを責務とし、軍事目的のための科学研究を行わない」という日本学術会議の基本的理念の視点から dual use 研究を取り上げる必要がある。

そして dual use 研究に関して「研究遂行の仕方に関する責任」を論じる場合には、軍事目的研究や dual use をめぐる組織アイデンティティに関する新潟大学の 2015 年決定、関西大学の 2016 年 12 月学長声明、明治大学の 2017 年 1 月 15 日付け新聞一面広告などを参考にすべきである。

なお dual use 研究に対する日本学術会議の対応の決定に際しては、防衛装備庁の安全保障技術研究制度に関する関西大学 2016 年 12 月 7 日付け学長声明「軍民両用技術(デュアルユース)に関する研究費に係る本学の方針について」が特に参考になる。

すなわち、「研究遂行の仕方」に関する責任という問題を安全保障との関連で論じる場合には、「研究目的に軍事利用目的が含まれるのか否か?」という視点から論じることが必要である。そして「研究目的に軍事利用目的が含まれるのか否か?」を社会的視点から判定する際には、研究遂行者の主観的認識だけでなく、研究遂行を支える研究資金の社会的性格を基準とすべきである。

具体的に言えば、「研究目的に軍事利用目的が含まれるのか否か?」は、「研究資金の提供元の目的が軍事利用目的であるのか否か?」、「研究資金の提供元が軍事組織であるのか否か?」ということを基準とすべきである。

ポイント2 「軍事利用を目的とする研究」と「真理および人類平和の追求を目的とする研究」では研究目的の差異に応じて、異なる組織アイデンティティに基づく管理が必要である。「軍事利用を目的とする研究」では研究の公開制限を目的とした管理が本質的に必要となる。このことは大学等の組織における「研究の自由」、「教育の自由」と矛盾する。

防衛装備庁は、「技術的優越の確保」、「防衛装備・技術協力の推進」、「防衛生産・技術基盤の維持・強化」などを基本的目的として、「革新的な民生技術を防衛分野に取り込むために関係省庁や大学、国の研究機関等と連携し、防衛装備庁としてのオープンイノベーションを実現する」^[2] ことに取り組んでいる。

防衛装備庁のそうした技術戦略に基づく安全保障技術研究推進制度は、軍事技術的優越性の確保、軍需産業の活性化を目的として dual use 的先進技術の研究に資金提供しようとするものである。その際に、防衛装備庁は委託研究の公開の自由を認めるなど、オープンイノベーションを主張しているが、敵対者に対する軍事技術的優越性の確保のための研究管理、および、安全保障貿易管理の視点からは、研究のオープン化ではなく、クローズド(closed)化が基本的に必要となる。

実際、多くの民生技術、および、純粋民生研究に対するそうしたクローズド化は、安全保障貿易管理としてすでに実行されている。直接に軍事利用を目的としない研究、まったくの民生利用を目的とした研究であっても現に規制対象となっていることに注意すべきである。

例えば「汎用品の懸念用途への転用懸念」を理由とした安全保障貿易管理の一環として、デジタル方式の記録装置、工作機械、LSI、太陽電池、コンデンサ、コンピュータなどの汎用的技術およびそうした汎用的技術に関する研究も規制対象となっている。^[3]

なお外国為替及び外国貿易法（通称、外為法）第 69 条の 6 に基づき、大量破壊兵器関係の違反行為に対しては 10 年以下の懲役又は 1000 万円以下の罰金が、それ以外の違反行為に対しては 7 年以下の懲役又は 700 万円以下の罰金が課される。

米国ではこうした違反行為に対して、大学の物理学部教授、および、民間企業勤務の物理学者が逮捕され実刑判決を受けるといった事件も発生している^[4]。

安全保障貿易管理に基づくクローズド化で特に問題なのは、製品に関しては「性能」などに基づき規制に関して一定の制限が明示されているが、研究活動(research)に関してはそうした制限が明示されず、どうした内容・レベル以上のものが対象となるのかが不明確なことである。

また安全保障貿易管理に基づくクローズド化が「研究の自由」(academic freedom)、「教育の自由」にもたらす否定的影響に関しては下記のようなことが現在の問題となっている。

1. 「研究の該非判定」問題
2. 「大学研究室等における留学生」問題
3. 「相手先確認負担」問題
4. 「講演等での研究成果の開示に対する制約」問題
5. 「研究活動に対する必要以上の制約」問題

こうした問題に示されているように、大学等の学術組織で軍事利用目的の研究に取り組むのは不適切である。研究の自由、教育の自由は、軍事利用目的の研究では保証されない。いやそれどころか、研究の自由、教育の自由を保障するのは、軍事利用目的の研究に対する組織管理として逆に不適切であろう。

軍事利用を目的とする研究では、それにふさわしい安全保障配慮が必要である。軍事的競争優位の保持・確立にはオープン化ではなくクローズド化が必要である。

それゆえ、「軍事利用を目的とする研究」を担う組織と、「真理および人類平和の追求を目的とする研究」を担う組織とは、研究目的の根本的差異に応じて、社会的に異なる研究組織で担当させるようにすべきである。

言い換えれば「軍事利用を目的とする研究」を主として担う組織と、「真理および人類平和の追求を目的とする研究」を主として担う研究組織では、それぞれ異なる組織アイデンティティで組織管理をすべきである。

参考資料1. これまでの日本学術会議等での議論の主たる対象は、「研究の成果の利用のされ方」に対する責任問題であったことを示す文書的典拠

例えば、1967年の日本学術会議声明のタイトルは、「軍事目的のための科学研究を行わない声明」となっているが、その声明本文での議論は下記のように「科学の成果」「科学研究の成果」の利用のされ方を主たる根拠としたものであった。

われわれ科学者は、真理の探究をもって自らの使命とし、**その成果**が人類の福祉増進のため役立つことを強く願望している。しかし、現在は、科学者自身の意図の如何に拘らず**科学の成果**が戦争に役立たされる危険性を常に内蔵している。その際に科学者は自らの研究を遂行するに当って、絶えずこのことについて戒心することが要請される。

真理の探究のために行われる**科学研究の成果**が又平和のために奉仕すべきことを常に念頭におき、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わないという決意を声明する。

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/04/07-29-s.pdf>

また日本学術会議 科学・技術のデュアルユース問題に関する検討委員会(2012)『科学・技術のデュアルユース問題に関する検討報告』では下記のように「用途の両義性」「自らの成果」「(科学技術の)使い方」という形で「研究の成果の利用のされ方に対する責務」を主たる問題としている。

「科学者・技術者は、科学・技術の持つ**用途の両義性**に鑑み、その職務として、**自らの成果**が人類の福祉、社会の安全に反する目的のために使用されていないか、常に見守り判断し行動する責務がある。」 p.iii

「デュアルユース (dual use) に相当する日本語が必要である。「科学の不正利用」という和訳が用いられることがあるが、それは、dual use の限られた一側面を反映するに過ぎない。/同じ科学・技術でも、**その使い方**により、人類の福祉と社会の安全に貢献する場合と、目的によりそれを損なう場合がある。このことを意味するデュアルユース (dual use) という言葉の意図を的確に表現する言葉として「用途の両義性」を提案する。」

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-h166-1.pdf>

さらにまた、日本学術会議声明(2013)『科学者の行動規範 - 改訂版 - 』(2006年10月3日制定 2013年1月25日改訂)で2013年に追加された「科学研究の利用の両義性」の項目も「研究の成果の利用のされ方に対する責務」を主たる問題としている。

「科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、**破壊的行為に悪用される可能性**もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。」 p.6

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1.pdf>

-
- [1] product liability という語は、一般的には企業における製造物(product)に対する様々な責任を指すために使われている。しかし様々な社会的活動に関して、その活動の成果・結果を product と捉え、活動の成果・結果に関して様々な責任を論じることも必要であるし、有用である。
- [2] 防衛装備・技術政策に関する有識者会議(2016)『防衛装備・技術政策に関する有識者会議 報告書』p.3
http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/bouei_gijutsu/houkoku/20160831_01.pdf
- [3] 下記参考資料を参照のこと。
1. **経済産業省(2017)「安全保障貿易管理について」**
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/setsumei_anpokanri.pdf
 2. **経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理政策課(2016)「安全保障貿易管理の現状と課題～技術取引管理と制裁等～」**
http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/tsusho_boueki/anzenhoshou/pdf/001_05_00.pdf
- [4] 下記参考資料を参照のこと。
1. **Golden, D. (2012) “Why the Professor Went to Prison: Is John Reece Roth a martyr to academic free-dom or a traitor?” BloombergBusinessweek, 2012/11/2**
<https://www.bloomberg.com/news/articles/2012-11-01/why-the-professor-went-to-prison>
 2. **U. S. Department of Justice (2008) “University Professor and Tennessee Company Charged with Arms Export Violations” MAY 20, 2008**
https://www.justice.gov/archive/opa/pr/2008/May/08_nsd_449.html
 3. **U. S. Department of Justice (2009) “Retired University Professor Sentenced to Four Years in Prison for Arms Export Violations Involving Citizen of China” July 1, 2009**
<https://www.justice.gov/opa/pr/retired-university-professor-sentenced-four-years-prison-armsexport-violations-involving>